

令和元年度指名停止業者一覧表
指名停止対象業者及び状況説明書

指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備 考
競売入札妨害又は談合	東京都中央区新川1丁目23番5号 株式会社フソウ 代表取締役社長 上床 隆明	令和元年5月10日から 令和元年11月9日まで (6か月間)	第2条第1項 別表第2第6号	R1.5.10	左記業者の従業員は福岡県築上町発注の、し尿処理施設建設工事の入札に関し、(株)九電工が落札できるよう業者間で談合したとして、平成31年4月3日、談合の容疑で逮捕された。このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。
その他の不正又は不誠実な行為	東京都港区赤坂六丁目1番20号 株式会社安藤・間 代表取締役社長 野村 俊明	令和元年5月10日から 令和元年6月9日まで (1か月間)	第2条第1項 別表第2第9号	R1.5.10	左記業者の社員は、福岡県福岡市東区の病院建設現場において、平成29年10月22日に足場が倒壊し通行人に死亡者を生じさせた事故に関し、平成31年4月3日、福岡簡易裁判所から業務上過失致死罪により罰金刑の略式命令を受けた。このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。
独占禁止法違反行為	東京都江東区佐賀一丁目3番7号 月島テクノメンテサービス株式会社 代表取締役 渡邊 彰彦 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 石垣メンテナンス株式会社 代表取締役社長 石垣 真	令和元年8月13日から 令和元年11月12日まで (3か月間)	第2条第1項 別表第2第4号	R1.8.13	左記業者は、東京都が発注する東村山浄水場ほかの排水処理施設運転管理作業の見積り合わせにおいて、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和元年7月11日、公正取引委員会から違反事業者として認定され、排除措置命令等を受けた。このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。
独占禁止法違反行為	東京都千代田区九段北四丁目3番29号 ニチレキ株式会社 代表取締役 小幡 学 東京都港区六本木七丁目3番7号 東亜道路工業株式会社 代表取締役 森下 協一	令和元年9月11日から 令和2年3月10日まで (6か月間)	第2条第1項 別表第2第3号	R1.9.11	左記業者は、舗装用改質アスファルトの需要者向け販売に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和元年6月20日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。
その他の不正又は不誠実な行為	千葉県東金市川場1453番地2 栄樹設計 古橋 純一	令和元年11月29日から 令和2年2月28日まで (3か月間)	第2条第1項 別表第2第9号	R1.11.29	左記業者は、千葉県営繕課発注の「山武合同庁舎解体工事実施設計」の入札において、令和元年8月28日に落札をしたにもかかわらず、業務を履行できないとして、令和元年9月2日に契約辞退を申し出た。このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。
独占禁止法違反行為	東京都港区芝公園二丁目9番3号 世紀東急工業株式会社 取締役社長 平 喜一 東京都港区六本木七丁目3番7号 東亜道路工業株式会社 代表取締役 森下 協一 東京都新宿区新小川町8番27号 株式会社ガイアート 代表取締役 山本 健司	令和2年1月8日から 令和2年7月7日まで (6か月間) 令和2年1月8日から 令和3年1月7日まで (12か月間)	第2条第1項 別表第2第3号	R2.1.8	左記業者は、アスファルト合材の販売分野における競争を実質的に制限し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和元年7月30日、公正取引委員会から違反事業者として認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。

令和元年度指名停止業者一覧表
指名停止対象業者及び状況説明書

指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
その他の不正又は不誠実な行為	東京都中央区日本橋室町四丁目3番18号 東京建物室町ビル8F 株式会社ブロードリンク 代表取締役 榑 彰一	令和2年2月7日から 令和2年3月6日まで (1か月間)	第2条第1項 別表第2第9号	R2.2.7	左記業者の元社員は、同社においてデータの処分と廃棄を請け負ったハードディスクを不正に転売し、神奈川県庁の行政文書の流出を招いた。また、同社元社員は令和元年12月6日に窃盗容疑で警視庁に逮捕された。このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。
その他の不正又は不誠実な行為	東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号 セコム株式会社 代表取締役 尾関 一郎	令和2年2月17日から 令和2年3月16日まで (1か月間)	第2条第1項 別表第2第9号	R2.2.17	左記業者の社員は、警備で出勤した顧客宅から貴金属品を盗んだとして、令和元年11月1日、窃盗及び住居侵入の容疑で兵庫県警に逮捕された。このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。